

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

中央合同庁舎第4号館内におけるクリーニング店の設置・経營業務

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 下記4の説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。

3. 応募申込み

公募に参加を希望する者は、下記4の公募説明会の前日(平成24年10月11日(木))の17時30分までに、次の申込先に来庁し申込みを行うこと。

(申込先)

東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府大臣官房厚生管理官室(内閣府本府庁舎1階)

電話 03-5253-2111 (内線 83106 担当 佐藤、新城)

(申込受付時間)

平日 9:30~12:00、13:00~17:30

4. 公募説明会

- (1) 開催日時： 平成24年10月12日(金) 15時00分から
- (2) 開催場所： 東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第4号館 545会議室(5階)
- (3) 説明事項： 業務の概要等に関する事項
- (4) 出席人員： 1参加申込者当たり出席者は2名までとする。

5. 企画提案書等の提出

平成24年10月19日(金)17時30分までに上記3の申込先に持参すること。

6. 企画提案書の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

以上、公告する。

平成24年10月5日

内閣共済組合内閣府本府支部長 阪本 和道